

# 岐阜市包括外部監査報告書

平成12年度

岐阜市包括外部監査人

所 直 好

# 平成12年度包括外部監査の結果報告書

(外部監査対象)

税務部



## 目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
（1）外部監査対象	1
（2）外部監査対象期間	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
（1）監査の要点	1
（2）主な監査手続	2
5. 外部監査の実施期間	3
第2 外部監査の結果	4
1. 岐阜市の市税収入事務の概要	4
（1）一般会計歳入総額等の推移	4
（2）市税収入率の推移	5
（3）近隣中核市および中核市平均との市税収入率比較	6
（4）近隣中核市および中核市平均との市税不納欠損額、滞納繰越額比較	6
（5）税務部の組織および職員数等	7
2. 監査手続実施結果	9
（1）徴税費	9
ア. 徴税費の推移	9
イ. 委託料	10
ウ. 使用料及び賃借料	10
エ. 役務費	11
オ. 負担金、補助及び交付金	11
カ. 償還金利子及び割引料	11
（2）賦課事務	11
ア. 固定資産税	11
イ. 市民税	12
（3）収納事務	12
（4）滞納整理事務	13
ア. 市税不納欠損額、滞納繰越額の推移	13
イ. 滞納整理方針	14
ウ. 滞納整理事務	14
エ. 不納欠損処分	14
第3 利害関係	15

（注）報告書に記載の表の合計は、端数処理の関係で一致しない場合がある。



## 包括外部監査の結果報告書

### 第1 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

##### (1) 外部監査対象

市税の収入事務の執行について

##### (2) 外部監査対象期間

平成11年度

#### 3. 事件（テーマ）を選定した理由

市の財政運営において市税収入は歳入の根幹をなしているが、長引く景気低迷の影響もあってか、市税収入率は年々低下の傾向にある。徴税費は、人件費が減少しているものの、委託料が増加傾向にあるため、全体として横這いとどまっている。このため、市税収入事務の合規制、妥当性の観点から調査する必要があると判断し、監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

- ・市税収入率の維持、向上の対策は適切に実施されているか。
- ・市税収入率低下の原因把握と適切な対策がとられているか。
- ・諸手続が法令、条例、規則等に基づいているか。
- ・徴税費に関する台帳、帳簿及び証拠書類は適正に整備、保存され、会計処理は適切に行われているか。
- ・事務委託先の選定は適切になされているか。
- ・納税組合等への補助金は適切かつ効果的であるか。
- ・郵便物の発送に割引料金の適用等、コスト削減のための支出の見直しが行われているか。
- ・償還金は適正な処理により償還されているか。
- ・納税義務者、課税客体等は適切に把握されているか。
- ・調定漏れ、調定誤りのない適正な課税額決定事務が行われているか。
- ・非課税、減免等が法令等に準拠しているか。

- ・不申告、過少申告に対する適正な処理が行われているか。
- ・更正決定が適正に処理されているか。
- ・滞納者の実態調査、滞納理由の把握、記録は適切に行われているか。
- ・督促、滞納処分は適時、適切に実施されているか。
- ・不納欠損処分は適時かつ厳正に行われているか。

## (2) 主な監査手続

### (全般)

- ・歳入に占める税収入の年度別推移について検討する。
- ・税収入の科目別収入額および税収入率（対調定収入率）の年度推移の検討および近隣中核市と比較検討する。

### (徴税費)

- ・徴税費の年度別推移について検討する。
- ・委託料、補助金、その他主要な項目について、支出手続が規則等に準拠しているか、また、証拠資料と照合を行い支出が適正になされているか確かめる。
- ・コスト削減のための支出の見直しが適切に行われているか検討する。

### (賦課事務)

#### 固定資産税

- ・登記申請書副本、調査資料、申告書等と照合し、課税客体が的確に把握され、課税台帳に正確に登録されるシステムとなっているか確かめる。
- ・評価調書を開覧し、評価計算が評価基準に従って適正に行われているか確かめる。
- ・課税台帳から抽出し、税額計算が正確に行われているか確かめる。

#### 市民税

- ・所得税・住民税申告書、法人税確定申告書等の点検および課税台帳に正確に登録されるシステムとなっているか確かめる。
- ・課税台帳から抽出し、税額計算が正確に行われているか確かめる。

### (収納事務)

- ・収納台帳が整備され、収納台帳が課税台帳にもとづいて正確に作成されているか確かめる。
- ・指定金融機関等から送付を受けた収納済通知書等と収納台帳を照合し、収納処理が正確に行われていることを確かめる。
- ・過誤納金の還付処理が適切に行われているか確かめる。
- ・有価証券による収納処理が適切か確かめる。

(滞納整理事務)

- ・不納欠損額、滞納繰越額の年度推移について検討する。
- ・滞納整理についての方針が明確になっているか検討する。
- ・滞納者の実態が十分調査され、滞納の状況と理由を把握し記録しているか確かめる。
- ・滞納者に対する督促の記録を閲覧し、督促および時効中断手続が適時、適切に行われているか確かめる。
- ・滞納処分に関する書類を閲覧し、滞納者に対する滞納処分が適時、適切に行われているか確かめる。
- ・不納欠損処分に関する書類を閲覧し、その理由が適切で、適時に行われているか確かめる。

5. 外部監査の実施期間

平成12年9月4日から平成13年1月16日まで

## 第2 外部監査の結果

### 1. 岐阜市の市税収入事務の概要

#### (1) 一般会計歳入総額等の推移

(単位：百万円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市税	68,328	70,947	71,704	70,605	69,384
地方交付税	3,693	6,341	8,697	10,186	14,492
国庫支出金	12,141	12,657	10,877	12,649	15,741
市債	24,362	22,653	16,873	11,482	9,812
県支出金	4,367	3,526	3,723	3,970	3,819
使用料及び手数料	3,576	3,615	3,639	3,513	3,652
地方譲与税	3,370	3,451	2,033	1,268	1,300
繰入金	2,128	4,417	3,416	2,795	731
繰越金	5,580	5,588	5,357	5,559	6,468
利子割交付金	1,810	1,090	911	614	632
分担金及び負担金	1,643	1,775	2,005	2,109	2,217
その他	22,807	23,147	24,613	28,258	29,707
一般会計歳入総額	153,810	159,212	153,854	153,014	157,961

(「市税概要」より)

岐阜市における平成11年度の一般会計歳入総額は、1,579億61百万円であり、そのうち市税収入が693億84百万円と歳入総額の43.9%を占めており、市税収入の確保は重要な課題である。また市税収入の収入率の年度推移は下記のとおりとなっている。

(2) 市税収入率の推移

(上段：調定金額 百万円、中段：収入金額 百万円、下段：収入率 %)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市民税	31,383	32,636	33,358	31,244	29,647
	29,998	31,170	31,756	29,594	27,862
	95.6	95.5	95.2	94.7	94.0
固定資産税	28,748	30,265	30,622	31,877	32,733
	27,439	28,694	28,808	29,725	30,136
	95.4	94.8	94.1	93.3	92.1
軽自動車税	292	302	313	324	340
	278	288	296	306	316
	95.5	95.2	94.7	94.3	93.0
市たばこ税	2,278	2,269	2,689	2,739	2,883
	2,278	2,269	2,689	2,739	2,883
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特別土地保有税	83	86	88	66	59
	82	70	59	33	27
	99.1	82.1	66.8	50.7	45.1
入湯税	53	54	49	45	42
	53	54	49	45	42
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事業所税	1,616	1,535	1,487	1,522	1,509
	1,586	1,501	1,458	1,468	1,447
	98.2	97.8	98.0	96.5	95.9
都市計画税	6,954	7,312	7,055	7,237	7,317
	6,611	6,899	6,585	6,691	6,668
	95.1	94.3	93.3	92.5	91.1
市税合計	71,409	74,463	75,664	75,057	74,532
	68,328	70,947	71,704	70,605	69,384
	95.7	95.3	94.8	94.1	93.1

(注)「調定」とは、地方税の賦課行為(調査決定)である。

岐阜市における市税収入率(収入金額÷調定金額)は、景気低迷の影響もあり平成7年度の95.7%より一貫して低下している。

(3) 近隣中核市および中核市平均との市税収入率比較

(単位：百万円)

都市名	調定額 (A)	収入済額(B)	B/A (%)
岐阜市	74,532	69,384	93.1
静岡市	91,479	87,254	95.4
豊田市	92,661	88,354	95.4
金沢市	84,450	80,061	94.8
豊橋市	64,610	60,598	93.8
浜松市	111,940	104,728	93.6
富山市	62,793	58,158	92.6
中核市平均	77,771	72,231	92.9

(「他都市照会資料」税務部より)

(注) 平成11年度末現在の中核市は、秋田、郡山、いわき、宇都宮、新潟、金沢、富山、長野、岐阜、静岡、浜松、豊橋、豊田、和歌山、堺、姫路、福山、岡山、高知、高松、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島との25市である。

岐阜市の収入率は、平成11年度で93.1%と、他都市と比較してもさほど低いわけではなく、中核市平均を上回っている。しかし、収入率を1%上げるにより、約7億50百万円の税収増加になることを考えると、収入率の引き上げが重要な課題と言える。なお、不納欠損額、滞納繰越額の状況については下記のとおりとなっている。

(4) 近隣中核市および中核市平均との市税不納欠損額、滞納繰越額比較

(単位：百万円)

都市名	調定額 (A)	不納欠損額 (B)	B/A (%)	滞納繰越額 (C)	C/A (%)
岐阜市	74,532	306	0.41	4,874	6.54
静岡市	91,479	159	0.17	4,102	4.48
豊田市	92,661	169	0.18	4,140	4.47
金沢市	84,450	179	0.21	4,258	5.04
豊橋市	64,610	147	0.23	3,888	6.02
浜松市	111,940	369	0.33	6,854	6.12
富山市	62,793	402	0.64	4,238	6.75
中核市平均	77,771	403	0.52	5,150	6.62

(「他都市照会資料」税務部より)

- (注) 1. 「不納欠損額」とは、調定されている市税が徴収し得なくなったときに、不納欠損処分された税額である。  
 2. 「滞納繰越額」とは、滞納額の翌年度への繰越額である。

なお、収入率向上のための方策の一つとして、口座振替利用の推進が挙げられるが、岐阜市における市税の口座振替利用率は下記のとおり平成11年度で53.4%と中核市平均を大きく上回っている。

近隣中核市および中核市平均との口座振替利用率比較

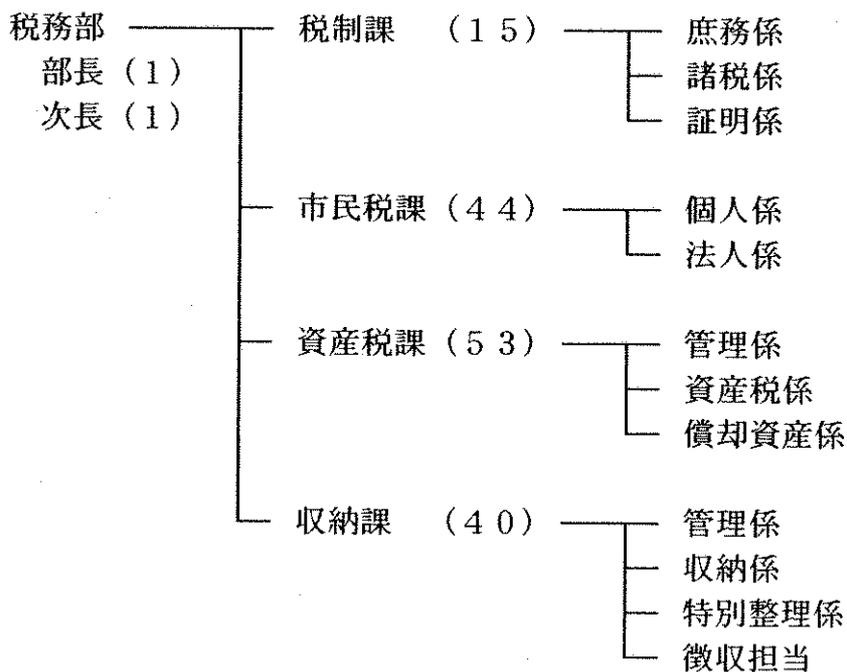
(単位：%)

都市名	口座振替利用率			
	市民税	固定資産税	軽自動車税	合計
岐阜市	42.4	63.9	23.5	53.4
静岡市	44.5	64.6	18.2	52.4
金沢市	20.0	27.4	1.8	22.7
豊橋市	27.9	35.2	18.7	31.1
浜松市	42.5	58.1	15.9	48.1
富山市	50.5	70.2	32.4	56.2
中核市平均	27.4	40.8	12.8	33.1

(「他都市照会資料」税務部より)

(5) 税務部の組織および職員数等

組織図 (平成12年4月1日現在)



( ) 内は職員数で、合計154人である。

(税務部職員1人あたり市税収入額)

(単位：百万円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市税収入額	68,328	70,947	71,704	70,605	69,384
税務部職員数(人)	174	168	165	162	157
1人あたり市税収入額	392	422	434	435	441

(注) 税務部職員数は、各年度の4月1日の職員数である。

税務部職員数の減少により、1人あたり市税収入額は毎年増加の傾向にある。

## 2. 監査手続実施結果

### (1) 徴税費

#### ア. 徴税費の推移

#### (一般会計徴税費の推移)

(単位：百万円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
報酬	2	2	3	3	3
給料	665	667	668	663	640
職員手当等	533	540	553	577	535
共済費	191	186	187	189	181
賃金	5	5	5	7	7
報償費	152	169	178	79	84
需用費	41	40	41	39	35
役務費	66	66	75	71	73
委託料	219	216	172	296	236
使用料及び賃借料	11	15	15	25	94
負担金、補助及び交付金	45	43	42	22	3
償還金利子及び割引料	185	136	212	204	250
その他	7	7	9	10	5
賦課徴収費合計	2,127	2,099	2,165	2,190	2,153

人件費総額については、減少傾向がみられる。これは税務部職員数の減少によるものであり、徴税事務に対する人員配置減を毎年行っている結果である。

報償費は、平成10年度より条例改正により、報奨金の還付率が低下したため大幅に減少している。前納報奨金制度は、平成9年度以前は6%、税額上限100万円、平成10～11年度は3%、税額上限40万円、平成12年度からは廃止となっている。なお、前納報奨金制度の廃止にもかかわらず、平成12年度の前納額は約75億円（平成11年度約95億円）あり、かなりのコスト削減が図られている。

委託料の増加傾向は、税務部職員数の減少にともなう外部委託の増加によるものである。なお、平成10年度は、法人市民税システムプログラム作成業務委託、固定資産税標準宅地の鑑定評価業務委託により増加している。

使用料及び賃借料の平成11年度の増加は、税総合オンラインシステム導入に伴う支払リース料の発生によるものである。

(市税収入額に対する徴税費の推移)

(単位：百万円 千円徴収経費：円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市税収入額	68,328	70,947	71,704	70,605	69,384
賦課徴収費	1,941	1,962	1,953	1,986	1,902
千円徴収に要する経費	28.4	27.7	27.2	28.1	27.4

市税収入額に対する徴収費はほぼ横這いの状況である。なお、賦課徴収費から償還金  
利子及び割引料を除いて算出している。

徴税費のうち、委託料、補助金、その他の主要な項目について、支出手続が規則等に  
準拠しているか、証拠資料と照合し支出が適正かどうか、コスト削減のための支出の見  
直しが行われているかを検討した結果は、以下のとおりである。

イ. 委託料

a. 委託料を、契約相手先の選定・委託契約方法の適用という観点からみると、

(ア) 契約主管部長が認めたもの

(イ) コンピュータ関係

(ウ) その他

に分類される。(ア)は、業務の内容から委託先が事実上決定しているもので、指  
定金融機関としての業務にかかわるもの、固定資産の評価にかかわるものなどがこ  
れにあたる。(イ)は、コンピュータシステムにかかわるもので、情報統計課で資  
料作成し、契約課で入札・決定される。(ウ)は、税務部で資料作成がなされ、契  
約課で入札決定がなされる。税務部においては、(ア)と(ウ)が関係してくる。

(ア)および(ウ)に関して、契約相手先の選定、委託契約方法の適用、委託料の  
算定、契約事務の執行、履行確認が「岐阜市契約規則」等に従い適正に処理されて  
いるかを抽出により確認した結果、適正に処理されていた。

b. 委託料の支出手続

契約締結後、それにかかる給付が完了した場合は、それに関する検査を行い、「岐  
阜市事務決裁規則」に規定されている専決者の決裁により支出が行われる。

検査調書の作成、専決者の決裁が規定どおりに行われているかを抽出により確認  
した結果、適正に処理されていた。

ウ. 使用料及び賃借料

a. 支出手続

支出金額の多い機器賃借料について、抽出により証拠資料と照合した結果、適正  
に処理されていた。

## エ. 役務費

### ア. 支出手続

役務費として処理される科目（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）について、抽出により証拠資料と照合を行った結果、適正に処理されていた。

### イ. 郵便物の発送

郵便物の発送にあたっては可能な限り「市内特別（市内の1つの郵便局で100通以上集まった場合）」を利用し、支出の削減に努めている。

## オ. 負担金、補助及び交付金

### ア. 支出目的、支出金額の算定

基本的に、補助金等の支出目的は、「税務行政に寄与」するため、ということである。補助金等の明細を閲覧した結果、明らかに徴税の目的に沿わないと認められる支出先はなかった。しかし、支出内容・支出先、支出金額は、前年度実績をもとに決定されており、支出削減に関する積極的な検討がなされているとはいえない。

なお、納税組合への補助金は平成11年度から廃止され、納税貯蓄組合連合会に対する補助金についても平成12年度から廃止となっている。

### イ. 支出手続

補助金・負担金の支出手続が、規則等に従っているかを確認した結果、適正に処理されていた。

## カ. 償還金利子及び割引料

### ア. 支出手続

償還金は、主として、法人市民税の中間過納分の還付金であり、当年度分については歳入のマイナス処理されるが、前年度以前分は還付金処理となる。抽出により関係資料を閲覧した結果、適正に処理されていた。

## (2) 賦課事務

### ア. 固定資産税

固定資産税の賦課事務が、課税客体が的確に把握され課税台帳に登録されるシステムとなっているか、評価計算が評価基準に従って適正に行われ、税額計算が正確に行われているかについて、抽出により課税台帳、登記申請書副本、申告書、評価調書等の関係資料の閲覧および照合ならびに検算等を行った結果、下記事項を除いて、事務処理は適切に行われていた。

ア. 固定資産税の賦課事務において、職員2名の調査で決定し、上司の決裁が行われていない。賦課決定手続としての妥当性に疑問がある。

- b. 償却資産の实地調査の結果、申告漏れがあった場合の是正について、当該資産の取得年度まで遡り課税評価額を算出する体制が不十分であった。ただし、平成12年度の税総合オンラインシステム導入により、適切に遡って賦課する体制は整っている。

#### イ. 市民税

市民税の賦課事務が、課税台帳に正確に登録されるシステムになっているか、税額計算が正確に行われているかについて、抽出により課税台帳、所得税・住民税申告書、法人税確定申告書等の関係資料の閲覧および照合を行った結果、下記事項を除いて、事務処理は適切に行われていた。

- a. 法人市民税の更正にあたり、税務部長決裁は月毎にまとめて行われており、また、個別の更正決定額、延滞金計算についてのダブルチェックが行われておらず、妥当な事務処理とはいえない。ただし、平成12年度からは税総合オンラインシステムの導入により、是正が図られている。
- b. 法人市民税の更正通知書を納税者に通知するにあたっては、税務部長決裁が行われているが、通知後の取消（例えば、主たる事務所違い）については、担当者による取消処理が行われているだけである。決裁を受けたものを取消す場合も、同様に税務部長決裁手続によるのが妥当である。

#### (3) 収納事務

市税収納事務に関して、収納台帳が課税台帳にもとづいて正確に作成されているか、収納処理、還付処理が正確に行われているかについて、抽出により収納台帳と課税台帳の照合、金融機関からの収納データとの照合、過誤納金還付手続について抽出により決裁書類の閲覧、その他必要に応じて関係資料の閲覧及び証拠資料との照合を行った結果、下記事項を除いて、事務処理は適切に行われていた。

- a. 市税は、小切手や手形で収納されることもあり、収納された小切手や手形は収納課の手提金庫で保管され、期日の半月前に銀行（十六銀行市役所支店）に取立に出される。手提金庫内には常に200枚～300枚、金額にして3～4千万円の小切手、手形があり、期日の長いものになると2年間も保管することになる。手提金庫は夜間は会計課の金庫に保管されるものの、日中は収納課の保管庫に保管されており誰でも取り出すことができる。担当者は一人であり、毎日現物の枚数チェックは行われているものの、担当者以外のチェックは行われておらず、管理状況は良好とはいえない。

(4) 滞納整理事務

ア. 市税不納欠損額、滞納繰越額の推移

(市税不納欠損額の推移)

(上段：不納欠損額 百万円、下段：前年比 %)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個人市民税	81 125.5	144 177.3	151 104.6	135 89.6	149 110.4
法人市民税	2 15.8	10 459.5	7 75.2	6 75.9	5 95.6
固定資産税	35 81.2	42 118.8	59 140.0	68 116.5	116 169.7
軽自動車税	1 152.4	1 96.4	2 143.6	1 69.7	2 125.1
都市計画税	9 82.0	11 120.3	15 139.7	17 115.3	29 164.0
その他の税	3 60.7	3 95.2	1 40.0	0 0.0	2 皆増
市税合計	133 94.6	213 159.5	237 111.3	230 96.8	306 133.0

(市税滞納繰越額の推移)

(上段：滞納繰越額 百万円、下段：前年比 %)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個人市民税	1,238 110.0	1,228 99.2	1,352 110.0	1,422 105.2	1,555 109.3
法人市民税	62 104.2	82 130.6	90 110.2	85 94.6	99 116.2
固定資産税	1,273 122.6	1,529 120.1	1,754 114.7	2,082 118.7	2,483 119.3
軽自動車税	11 117.3	13 112.8	14 110.0	16 118.5	22 133.9
都市計画税	333 123.5	402 120.6	453 112.9	527 116.2	619 117.4
その他の税	27 116.3	46 171.3	57 124.5	86 150.6	93 107.9
市税合計	2,947 116.6	3,302 112.0	3,722 112.7	4,221 113.4	4,874 115.4

岐阜市は、基幹産業である繊維産業が未曾有の不況下にあるなど、納税者を取り巻く経済環境は非常に厳しく、企業の倒産や個人破産、所得の減少などの原因により、不納欠損額および滞納繰越額は増加傾向にある。

#### イ. 滞納整理方針

市税収入率を維持・向上させるため、滞納整理に努めることを目標に「滞納整理基本方針」が作成されている。平成12年度の滞納整理基本方針の概要は次のとおりである。

(徴収体制)

- ・徴収体制は、25名により区域分担を定めて実施する。
- ・滞納整理事務年間計画書を作成し、実行の進捗管理を行う。
- ・税務部応援徴収、休日徴収等を実施する。

(現年度滞納分)

- ・催告書と同時に滞納整理票を作成し、滞納整理に早期着手する。
- ・高額滞納分から重点的に整理する。

(繰越滞納分)

- ・30万円以上の滞納分を重点的に行い、訪問調査を徹底する。
- ・世帯リストを作成し、整理状況の把握と、納付方法・差押え・処分停止等の対応策を検討実施する。
- ・分割納付分は、分割納付リストにより不履行のないよう管理する。

#### ウ. 滞納整理事務

滞納整理事務に関して、滞納者の滞納状況と理由を把握し記録されているか、督促、時効中断手続および滞納処分が適時、適切に行われているかについて、担当者に質問を行うとともに、関係資料の閲覧及び証拠資料との照合を行った結果、下記事項を除いて、事務処理は適切に行われていた。

- a. 時効に至った滞納者の中には、納税する能力があると思われる者もわずかではあるが認められた。滞納者について、現況を十分把握し、より慎重な滞納整理事務を行う必要がある。

#### エ. 不納欠損処分

不納欠損処分の理由が適切で適時に行われているかについて、関係資料の閲覧及び証拠資料との照合を行った結果、事務処理は適切に行われていた。

### 第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件（テーマ）につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



平成13年2月20日

## 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

### 1. 徴税費

#### (1) 外部委託費の削減について

市県民税の電算処理業務は他の市町村と同様に（財）岐阜県行政情報センターに委託しており、委託料の単価はすべての市町村で同一の旨であった。また、データ入力およびデータチェックまで処理してくれる委託先が他にないため、合見積もりができないまま毎年同センターに依頼している旨であった。

平成11年度の委託費のなかで最も多額なのは住民税の委託費約47百万円で、うち、給与支払報告書の入力244,300件、単価67.3円、約16百万円が大きなウエイトを占めている。事業所から給与支払報告書を磁気テープで受領した場合の1件あたりの処理料は19.3円となっているので、データ入力のみ（67.3円－19.3円＝48円）について合見積もりを取るなど委託費削減のために創意工夫をされてはどうか。

なお、平成14年1月からはフロッピーディスク等でも給与支払報告書の提出が可能となっているので、委託費節減のためにも、事業所に対して積極的に依頼することが望ましい。

#### (2) リース契約

税総合オンラインシステムのような「リース物件」の決定については、各担当課の対応だけでなく、競争性、透明性をより高めるよう検討することが望ましい。

### 2. 賦課事務

#### (1) 個人市民税の課税抹消について

納税通知書を郵送したが、不着で戻ってきたものは、再度調査をして処理されており、その処理方法は課税抹消、公示送達があり、公示送達は調定額に含められ、平成11年度は139件中、27件であった。

課税抹消に計上した場合は不納欠損処分の対象になっていないので、不納欠損の実態を明瞭にするためにも、調定額に計上し、課税不能分について不納欠損額に計上（両建計上）することが望ましい。

### 3. 収納事務

#### (1) 小切手、手形の管理

小切手、手形の管理方法について、次のいずれかにしてはどうか。

ア. 銀行取立に出す時期を早め、手持ちを減らす。

イ. 常に現物を手元に保管する必要性が認められないので、会計課の金庫内保管とし、手元保管を取りやめる。

ウ. 現物チェックは数回に1回は別の職員が行うようにする（複数人でチェック）。

### 4. 滞納整理事務

#### (1) 時効について

納付が無いものは、5年で時効となる。一回でも、1円でも分納があれば時効の中断となる。また差押えにより時効中断の効力を持たせることも可能である。時効中断のために、分納・差押えの処置をとる等、対応を検討する必要があるのではないか。

#### (2) 不動産担保の任意売却に伴う市税の回収

一般的に不動産の売却の場合、売買代金の他に公租公課の精算も行われることがある。これは、売却年度に発生した売却物件に対する固定資産税・都市計画税を契約時において、月割按分して双方が負担するものである。差押えを解除する条件として売買契約書（写）を入手し、売却代金を確認するとともに、回収額を決定するための資料とすることが必要ではないか。

#### (3) 担保物件

現状では、車両を担保物件として取られていないが、その事由が明確ではなかった。ある自治体において自動車税の滞納についてはあるが、車両の登録差押えをしている旨の報道がされており、従来の取扱に拘束されることなく、より公平な徴税という視点から検討されてはどうか。

### 5. その他

#### (1) 税総合オンラインシステム

税総合オンラインシステムの開発において、当初決裁額と実行予算額との関係が明確になっていなかったため、決裁手続についての検討が必要である。

## (2) パスワード管理

税務部の各端末から税総合オンラインシステムを使用する場合、職員ナンバー（8桁）とパスワードを入力することになっている。パスワードは本人からの申請及び部署等の異動があった場合に変更している。パスワードの変更リストによれば、95年に設定して変更していない職員も10名程いる。現状のパスワードはアラビア数字4桁であるが、パスワードとして十分とはいえない。その他の記号の利用や桁数の増加について検討が必要である。

## (3) 更正入力と決裁入力

固定資産税システムの更正入力担当者と決裁入力担当者が同一となっているものを抽出した結果、税総合オンラインシステム導入後の更正入力272件のうち9件、また、本来決裁入力できない担当者が決裁入力しているのが272件のうち6件（上記9件と重複しているのが2件）あった。

機密保護設定表によると、資産税課の資産税係と償却資産係は、更正入力と決裁入力ができるシステムとなっており、検討が必要である。

以上

